

第40号議案

豊川市中小企業振興基本条例の制定について

豊川市中小企業振興基本条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、市の責務及び中小企業者等の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業支援機関 商工会議所、商工会その他中小企業者を支援する事業を行う機関をいう。
- (3) 中小企業団体 商店街振興組合、事業協同組合その他中小企業者に関する団体（中小企業支援機関を除く。）であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者等 中小企業者以外の事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

- (7) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力を基本として、経営の改善及び向上が図られること。
- (2) 中小企業者が、地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 市並びに中小企業者、中小企業支援機関、中小企業団体、大企業者等及び金融機関が相互に連携するとともに、市民の協力を得ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、国及び県、中小企業者、中小企業支援機関、中小企業団体、大企業者等、金融機関並びに市民と協力し、効果的に行うよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むように努めるものとする。

- 3 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、中小企業支援機関等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。

(中小企業支援機関の役割)

第6条 中小企業支援機関は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、当該団体の構成員である中小企業者の自主的な努力及び創意工夫を支援するとともに、当該構成員が共同で行う事業を通じた地域社会への貢献に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者等の役割)

第8条 大企業者等は、中小企業者の成長発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるように、円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うなど、中小企業者に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第11条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項のいずれかに該当することを基本とするものとする。

- (1) 経営基盤の安定化及び経営の革新を図ること。
- (2) 人材の確保及び育成を図ること。
- (3) 創業の促進を図ること。
- (4) 資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 新技術の開発及び販路開拓の促進を図ること。
- (6) 事業承継の円滑化を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること。

(小規模企業者への配慮)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、中小企業の振興について、基本理念を定め、市の責務及び中小企業者等の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与するため必要があるからである。